

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(2) 施設整備の推進

③ 公共関与産業廃棄物最終処分場の確保

(1) 事業目的

産業廃棄物の最終処分場については、民間での新規設置が困難な状況であり、適正処理を進めるため、公共関与による最終処分場を確保する必要があります。

(2) 取組状況

事業者、市町村、県が出捐して（財）島根県環境管理センターを平成4年3月に設立して、県全域から産業廃棄物を受け入れるために、「クリーンパークいずも」を整備し、平成14年4月から供用しています。

平成19年11月に管理型第2期処分場、平成28年12月に管理型第3期処分場の整備を行い、平成29年3月に供用を開始しました。（埋立容量：67万 m^3 ）

なお、当センターは、島根県における産業廃棄物の広域的な処理の確保を図るため、平成12年12月に国から「廃棄物処理センター」の指定を受けています。

また、平成23年4月に県の認定を受けて、公益財団法人へ移行しました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6167